

各 位

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応について

山梨信用金庫（理事長：五味 節夫）は、政府方針に基づき官民一体となって取り組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向け、以下の取扱いを実施させていただきますので、お知らせします。

当金庫では、今後とも一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「払戻請求書」による当座預金からの払戻しの取扱開始

当座預金からの払戻しにおいて、小切手を振り出すことなく、所定の「払戻請求書」でも、お取引店において可能となります。「払戻請求書」を使用する場合、当座勘定の口座番号が確認できる資料（入金帳等）を提示いただくとともに、必要に応じて来店された方の本人確認書類の提示等を求めることがあります。

※なお、「払戻請求書」を他者へ交付・譲渡することはできません。

2. 令和 9 年 4 月以降を期日とする手形等の代金取立受付の停止

令和 9 年 4 月以降を期日とする手形・小切手（先日付小切手）について、期日管理を行う代金取立の受付を停止いたします。

3. 取扱開始日

令和 7 年 5 月 1 日（木）

当金庫では、手形・小切手に変わる決済手段として、電子記録債権（でんさい）やインターネットバンキングをご用意しておりますので、電子的決済手段への移行をご検討くださいますようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上